

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央区立月島スポーツプラザ等複合施設大規模改修工事（機械・追加工事）
2 施 行 場 所	中央区月島一丁目9番2号
3 対 象 業 種	給排水衛生及び空調工事
4 工 事 概 要	<p>月島スポーツプラザ等複合施設の整備 連結散水ヘッド更新 36個 給湯ポンプ更新1台、圧力タンク補修1基 ダクト保温ほか劣化部位補修 一式 月島幼稚園埋設ガス管改修 一式</p>
5 工 期	令和3年3月25日まで
6 契 約 金 額	10,860,300円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和2年12月23日
8 契 約 の 相 手 方 の住所及び商号 又は名称	<p>東京都中央区東日本橋一丁目1番7号 サンプラ・中島建設共同企業体 代表者 株式会社サンプラント 代表取締役 鈴木 秀介</p>
9 随 意 契 約 締 結 の理由	<p>上記業者は現在、中央区立月島スポーツプラザ等複合施設大規模改修工事（機械設備工事）（以下、「本体工事」という。）を施工中である。 本件は、幼稚園園庭部分において埋設ガス管改修工事を行うほか、本体工事施工に際して、設計段階では想定できなかった以下の追加工事を実施するものである。</p> <p>（1）連結散水ヘッド更新ほか消防設備改修工事 （2）給湯循環ポンプほか劣化部位改修工事</p> <p>本体工事と同一現場内での交錯、繁雑を避け、工程管理に支障を来たさぬように工事を進めるためには、上記業者が施工することが最も有効である。</p> <p>さらに、本体工事での仮設物等をそのまま利用することで、全体工事費として概ね17.8%の削減を図ることができるため、上記業者と随意契約を締結する。</p>
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号